

# 佐藤国際交流賞及び同基金に関する規程

## (目的)

第1条 佐藤 昌氏の業績を記念するため、一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）の事業として、佐藤国際交流賞（以下「本賞」という。）を設ける。

### (基金の額)

第2条 本賞は、金3,000万円を基金とし、これより生ずる利子を以ってこれに充てる。

### (基金の管理)

第2条の2 基金は、特定資産として金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

### (基金の増額及び取崩し)

第3条 この基金は、協会理事会の議を経て増額することができる。

2 基金は、理事会の議を経て本賞に関する事業を実施するときに限り、取り崩すことができる。

### (基金の処分)

第4条 この基金は、処分することができない。ただし、協会解散の際は、協会定款に定められた協会残余財産の処分に準じてこれを処分するものとする。

### (佐藤国際交流賞の種類)

第5条 本賞は、国際交流功労賞及び国際交流奨励賞の2種別とし、それぞれ次の要件の一に該当する者を対象として選定する。

#### (1) 国際交流功労賞

公園緑地分野（公園、庭園、都市緑化、緑地保全及びレクリエーション等。以下同じ。）において、日本と海外諸国との交流の推進に顕著な功績のあった個人及び団体（グループを含む。）

#### (2) 国際交流奨励賞

① 公園緑地分野に関する調査、研修、技術協力及び学術研究（大学留学を含む。以下同じ。）のため海外に1年以上滞在しようとし、将来、日本と海外諸国との交流の推進に大きく貢献すると見込まれる日本人

② 公園緑地分野に関する調査、研修、及び学術研究のため日本に1年以上滞在しようとし、将来、日本を含む世界の諸国間の交流の推進に大きく貢献すると見込まれる外国人（表彰及び選定）

第6条 国際交流功労賞は、原則として、毎年度若干名について協会の総会又は協会が主催する全国大会において、表彰状（別記1）を授与し、記念品を贈呈する。

2 前項の記念品は、当該功労を顕彰するに相応しい水準等を勘案しなければならない。

第7条 国際交流奨励賞は、選定証（別記2）を授与し、奨励金を交付する。

2 奨励金の額及びその内容については、受賞者ごとに、協会会長がこれを定める。

3 前項の決定に際し、協会会長は、国際委員会の意見を聴取しなければならない。

第8条 協会会長は、本賞を授与しようとするときは、あらかじめ日本国内の行政機関、公益法人、学識経験者等に受賞候補者の推薦を依頼しなければならない。

2 協会会長は、前項の依頼に基づき推薦のあった者のうちから受賞者を決定しなければならない。

3 前項の受賞者の決定に際し、協会会長は、受賞候補者の選考を協会に設置された「国際委員会」に委嘱することができる。

### (実施)

第9条 この賞は、平成5年度よりこれを実施する。

## 附 則

この規程は、平成4年5月20日から施行する。

## 附 則

1. 佐藤国際交流賞実施要領（平成5年3月17日施行）は、廃止する。

2. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

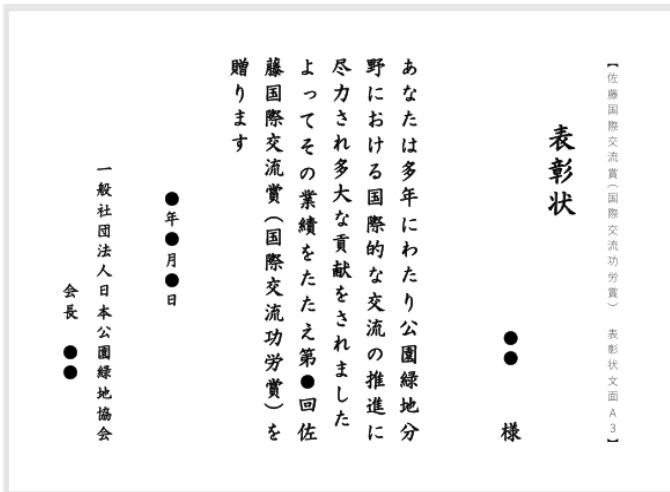
## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和6年12月1日から適用する。（令和6年11月27日改正）

(別記1)



(別記2)

